

# 山梨県公報

第二千七百九十八号

平成三十年

六月十一日

月 曜 日

## 目 次

告 示

○保安林の指定施業要件の変更予定(二件)……………二六九

○道路の区域変更……………二六九

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………二七〇

○開発行為に関する工事の完了について(二件)……………二七〇

## 告 示

### 山梨県告示第百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年六月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 北杜市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、北杜市(次の図に示す部分に限る。)
  - 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年六月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西八代郡市川三郷町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、市川三郷町(次の図に示す部分に限る。)
  - 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年七月二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 大月上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新	
	旧 別	敷地の幅員 (メートル)
大月市富浜町鳥沢字原田五三八七番内一地从先から	三・八	(メートル)
大月市富浜町鳥沢字原田五三九二番地先ま	二二三・三	(メートル)
	一三三三・六	延 長 (メートル)

で	新	八・八	一三三・六
		二三・六	

# 公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
 平成三十年六月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成三十年六月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人ガイア
  - 2 代表者の氏名 清水伸
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県富士吉田市小見見一丁目一番三十六号
  - 4 定款に記載された目的 この法人は、自らが発信源となり周りの人々や環境に対し最高の満足を与え、最大の信頼を得る力を身につけることにより、富士北麓地域と共創（コラボレーション）する未来づくりを実現するために活動することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成三十年六月五日から同年七月五日まで

● 開発行為に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 平成三十年六月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 北杜市高根町村山北割字横森千二十九の一部、千三十の一、千三十一の一の一部、千三十二の一部及び千三十五の一部並びに字辺成千九百の一の一部及び千九百四十五の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北杜市須玉町大豆生田九百六十一の一 北杜市長 渡辺英子

● 開発行為に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 平成三十年六月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町船津字三ノ段六千六百六十二番十の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 富士吉田市上吉田二丁目五番一号 富士急行株式会社 取締役社長 堀内光一郎